

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 16 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 田 村 政 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 6 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 8 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 9 日 午前 9 時 40 分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8,582,000 6,865,600	一括	1,716,400	47,281	12,347
1	2,281,000				
2	6,301,000				
				</	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山陽小野田市高栄二丁目 |
| | 地 番 | 6 3 9 3 番 1 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 3 . 5 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山陽小野田市高栄二丁目 6 3 9 3 番地 1 4 |
| | 家屋 番号 | 6 3 9 3 番 1 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 6 . 6 0 平方メートル
2 階 6 8 . 0 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月28日

山口地方裁判所

裁判所書記官 田 村 政 幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山陽小野田市高栄二丁目 |
| | 地 番 | 6 3 9 3 番 1 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 3 . 5 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山陽小野田市高栄二丁目 6 3 9 3 番地 1 4 |
| | 家屋 番号 | 6 3 9 3 番 1 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 6 . 6 0 平方メートル
2 階 6 8 . 0 0 平方メートル |



令和6年（ケ）第77号
令和7年2月4日受理
令和7年3月17日提出

現 況 調 査 報 告 書

山 口 地 方 裁 判 所

執 行 官 金 川 直 樹

（注）チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山陽小野田市高栄二丁目 |
| | 地 番 | 6 3 9 3 番 1 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 3. 5 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山陽小野田市高栄二丁目 6 3 9 3 番地 1 4 |
| | 家屋 番号 | 6 3 9 3 番 1 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 6. 6 0 平方メートル
2 階 6 8. 0 0 平方メートル |



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		山口県山陽小野田市高栄二丁目8番28号	
土地		物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 14条地図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者（A） 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日]		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■占有者A (債務者兼所有者の元配偶者)	1 債務者兼所有者とは数年前に離婚し、債務者兼所有者は本件建物から転出しましたが、私と子は引き続き本件建物に住んでいました。 2 債務者兼所有者は認知症を患い入退院を繰り返しています。現在は宇部市の病院に入院中です。退院時は本件建物に戻ってきたこともあります。 3 離婚後も引き続き私と子が本件建物に住むことについて、債務者兼所有者との間で貸借に関する契約を交わしたことはありませんし、賃料の授受もしていません。 4 本年(令和7年)1月中旬頃に、私と子も本件建物から転出しました。本件建物を第三者に貸したりはしていません。 5 屋内で犬や猫を飼っていたことがあり、犬や猫が壁やクロスに傷をつけた箇所や、居室等の壁に穴が開いている箇所のほか、壁のクロスが剥がれたり汚れている箇所などがあります。 6 1階の板間の床板の一部に、踏むとコンクリートブロック同士がぶつかり合うような音がする箇所があるとのことですが、同室の床は比較的新しい時期に業者に依頼して張り替えてもらっており、音が鳴る原因は分かりません。 7 給湯器はリース物件であり、引き取ってもらうようリース業者に連絡済みです。 給湯器以外には、リース物件はありません。 8 荷物はすべて搬出する予定ですが、もしも残った動産類があるときは、申し訳ありませんが、買受人が処分していただくようお願いいたします。 (令和7年3月13日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

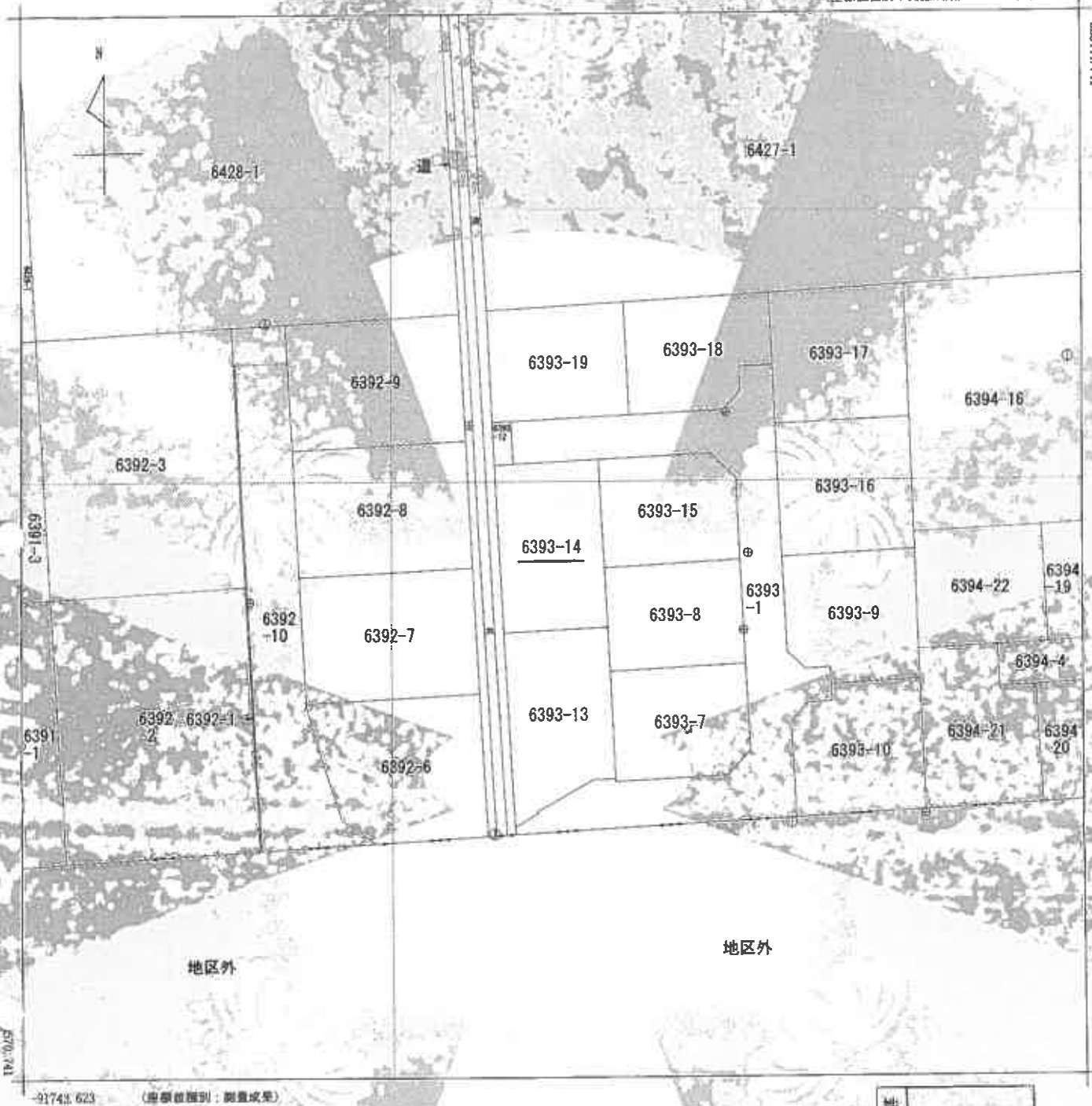
執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、占有者Aが若干の動産類を残置して占有している。
占有者Aの占有権原は使用借権であると認められる。
- 3 本件土地の形状は、現地での概測の結果、ほぼ14条地図のとおり形状であると思われる。
- 4 本件建物は、占有者Aの陳述のとおり、屋内の壁のクロスが剥がれたり汚れている箇所や、壁に穴が開いている箇所がある。また、1階の板間の床板の一部に、踏むとコンクリートブロックがぶつかり合うような音が鳴る箇所があるが、その原因は不明である。
- 5 地番6593番1の土地は山陽小野田市所有の公衆用道路である。
- 6 上記意見は、あくまでも現況調査時に関係者から得た情報等に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年2月5日(水)	執行官室	山陽小野田市役所に間取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査嘱託書郵送
7年2月5日(水) 10:36~10:37	山口地方法務局	登記事項証明書等交付申請
7年2月5日(水) 15:30~15:32	山口地方法務局	登記事項証明書等受領
7年2月13日(木) 13:25~13:45	物件所在地	物件確認、写真撮影
7年2月18日(火)	執行官室	現況調査期日通知書・照会書郵送(債務者兼所有者、 占有者A宛て)
7年3月13日(木) 11:00~11:50	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影、占有者Aから 聞き取り(口頭)
年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) ☒ 令和7年3月13日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、『☒』の箇所の記載のとおり
(5枚目)



-91744.623

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出
高栄2丁目

請求部	所在	山陽小野田市高栄二丁目				地番	6393番14			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	四	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日				補付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(山口地方方法務局宇部支局管轄)

令和7年2月5日

山口地方方法務局

登記官

請求番号：17-1

(1/1)

縮小 (A3-A4)

(6枚目)

公用

登記年月日：平成14年1月17日

これは図面に記載されている内容を説明した書面である。
(山口県地方自治局管理)

令和7年2月5日

山口地方自治局

(7 枚目)

登記書

平成14年1月17日登記 各階平面図

建物図面
(各階平面図)

6393番14

6393番14

建物の所在 小野田市長栄二丁目6393番地14

山陽小野田市

1 階



求積表

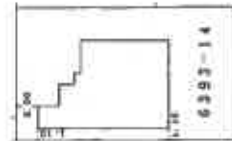
2,000 x 2,000 =	4,000,000
4,000 x 1,400 =	5,600,000
5,000 x 0,800 =	4,000,000
5,000 x 5,000 =	25,000,000
合計	38,600,000
床面積	76.60㎡

1 階



求積表

4,000 x 2,000 =	8,000,000
5,000 x 7,000 =	35,000,000
5,000 x 1,000 =	5,000,000
合計	48,000,000
床面積	96.00㎡



6393-15

6393-8

6393-13

作製者

土地調査

6日印刷

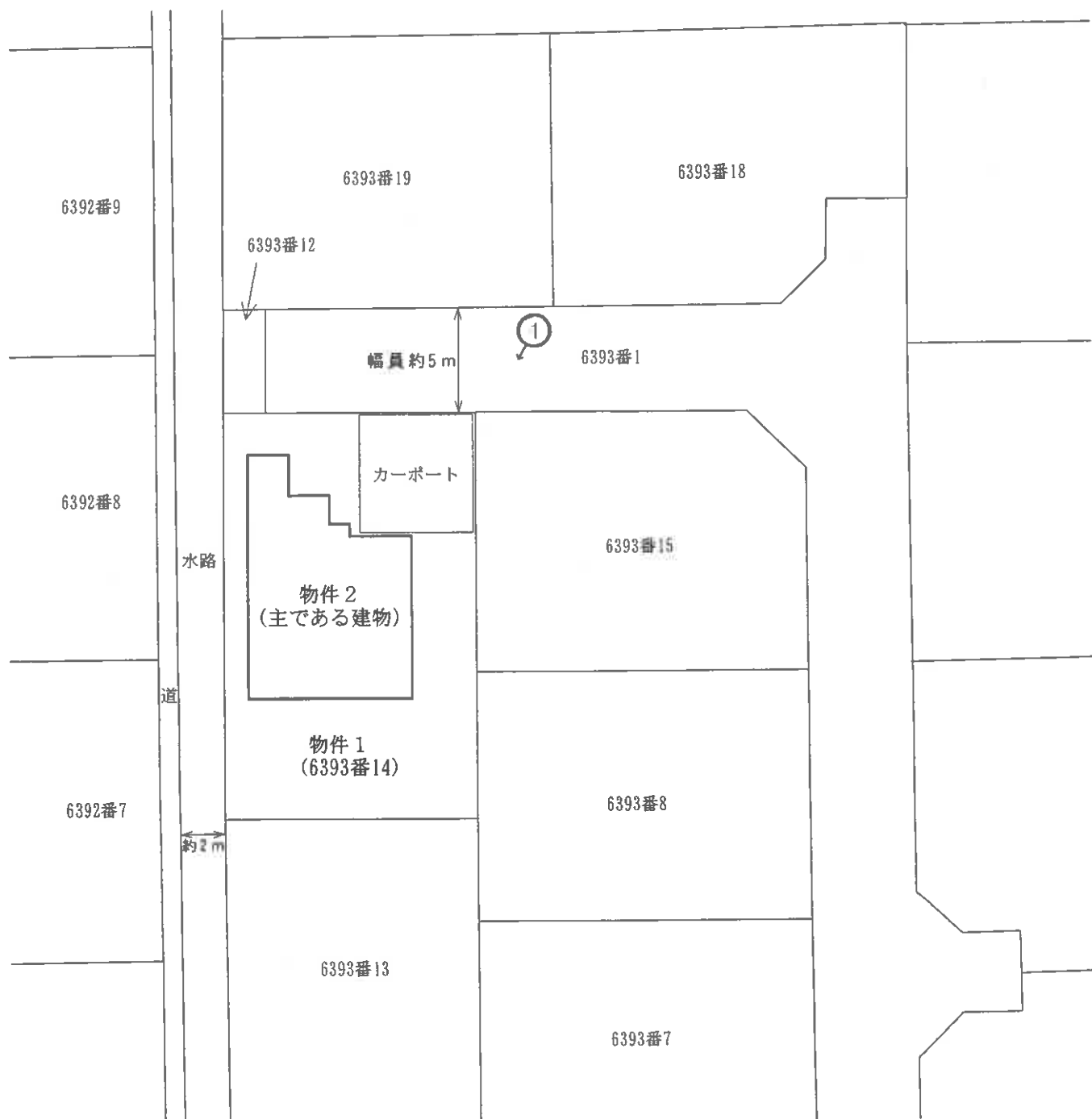
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会用品

0303773



※ 評価人作成図面



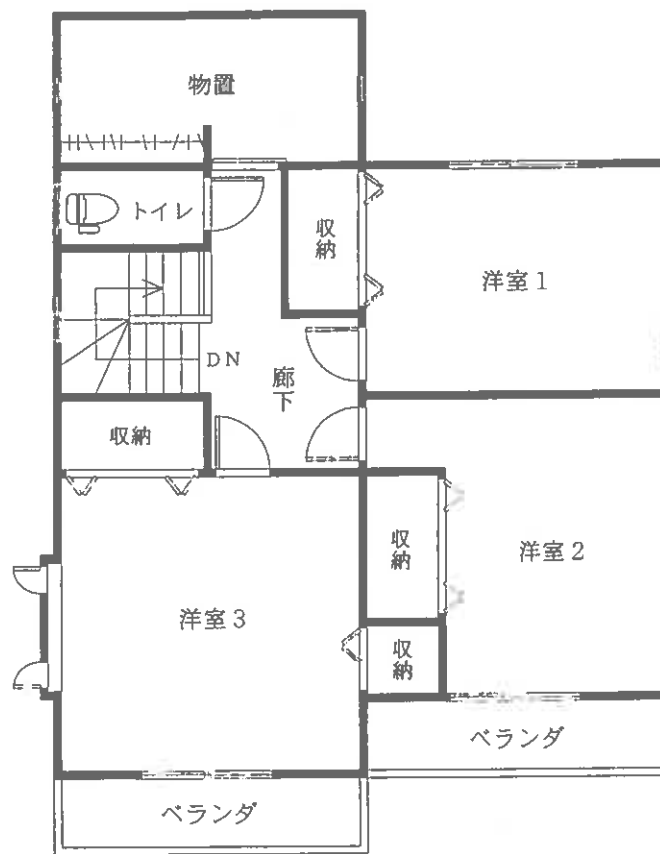
写真撮影位置方向

令和6年(ケ)第77号

土地建物位置関係図

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/300

2階



1階



令和6年(ケ)第77号
建物間取図 物件2

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

※ 評価人作成図面

↑
○ 写真撮影位置方向

(9 枚目)



写真 1

本件建物の外観



写真 2

1 階
LDK



写真 3

1 階
浴室

令和6年（ケ）第77号
令和7年3月13日 現地調査
令和7年3月22日 評価

山口地方裁判所 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

渡部 学也

第1 評価額

一括価格	
金 8,582,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 2,281,000円
物件2（建物）	金 6,301,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 等 地 番 目 地 積	山陽小野田市高栄二丁目 6393番14 宅地 243.53m ²	左記に同じ
2	所 在 等 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	山陽小野田市高栄二丁目 6393番地14 6393番14 居宅 木造セメント瓦葺 2階建 1 階 76.60m ² 2 階 68.00m ² 延 144.60m ²	左記に同じ
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位 置・交 通	J R小野田線「南小野田」駅 北方 約520m 【道路距離】 「本町」バス停 西方 約580m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	山陽小野田市の中心市街地に所在する住宅地域である。街路及び街区は区画整然と配置されており、戸建住宅が建ち並んでいる。現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% なし なし	
画 地 条 件	規 模 間 口 奥 行	243.53 m ² 約 10 m 約 20 m	形 状 接面状況 地 勢 長方形 一方路 平坦
接面道路の状況	北側幅員約 5m舗装道路、高低差 等高 (注) (注) 市道認定なし 「建築基準法第42条1項2号道路」 地番6393番1：山陽小野田市所有の公衆用道路		
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	① 目的土地北側の道路沿いにカーポートが設置されている。なお、カーポートは経年及び構造に鑑みて市場価値はないと判定した。 (添付土地建物位置関係図参照) ② 目的土地は西側で幅約2mの水路に隣接しており、水路は目的土地より約1.2m低位にある。 ③ 【埋蔵文化財について】 山陽小野田市教育委員会社会教育課で確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるとの回答であった。		

特 記 事 項	④【土壌汚染について】 目的土地は、明治以前は農地（田）であり、平成13年に雑種地から宅地に地目変更されている。所有権移転及び利用経緯に鑑みて土壌汚染の可能性については不明であるが、低いものと推測される。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況〔物件2〕

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成14年1月15日新築 経過年数 約 23 年 経済的残存耐用年数 約 12 年
仕 様	構 造：木造 屋 根：セメント瓦葺 外 壁：サイディングボード 内 壁：ビニールクロス、じゅらくほか 天 井：ビニールクロス、杉木目板ほか 床：フローリング、塩ビシートほか 設 備：電気、給排水等 その他：IHクッキングヒーター、浴室乾燥機、インターホン ペアガラスサッシ、防犯シャッター
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 添付建物間取図参照
品 等	中級中位
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	占有者が若干の動産類を残置して占有している。 詳細については現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	① 築後約23年経過した建物である。下記の損傷箇所等が見られるが概ね経年相応の老朽化であると判定される。 ・室内でペットが飼育されていたため、床や壁にペットの爪による損傷箇所が多数見られる。 ・1階の板間の床には踏むとコンクリートブロックがぶつかるような音がする箇所がある。 ・LDKの南側の掃き出し窓付近の床には日焼けによる変色や劣化が見られる。 ・2階の階段及び洋室2の壁には穴が空いた箇所がある。 ・ベランダの下部及び外壁の幕板の表面に変色や劣化が見られる。 ② ガス給湯器はリース物件であり撤去される予定となっているため、目的建物は給湯器がない状態となる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	29,500円/㎡	0.98	243.53㎡	0.90	6,336,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

地価公示 山陽小野田ー3

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
35,500円/㎡	$\frac{100.0}{100}$	$\frac{100}{102}$	$\frac{100}{118}$	29,500円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位

◇地域格差：街路・交通接近・環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1
系統連続性	0.98
相乗積	0.98

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
2	190,000円／㎡	144.60㎡	0.29	7,967,000円

イ 延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b	残価率	観察減価率
23 年	12 年	35 年	0 %	15 %

現価率＝〔残価率＋（1－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価率）＝ 0.29

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ=ウ
1	6,336,000円	0.40	法定地上権	2,534,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ (2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,336,000円	－ 2,534,000円		1.00	0.60	2,281,000円
2	7,967,000円	＋ 2,534,000円	1.00	1.00	0.60	6,301,000円
一括価格 (合 計)						8,582,000円

ウ 占有減価： 必要なし。

オ 市場性修正： 必要なし。

カ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 [山陽小野田ー3]

所 在 : 山陽小野田市高栄1丁目6602番7「高栄1-7-26」
価 格 : 35,500 円/㎡
位 置 : J R小野田線「南中川」駅 南西方約550m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 339 ㎡
供給処理施設 : 上水道、都市ガス、下水道がある
接 面 街 路 : 幅員約6m道路に西側で接面
用途指定等 : 非線引、第1種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）、準防火地域
地域の概要 : 大型S Cに近い一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 6 年度)

物件1 3,760,103 円

物件2 2,638,580 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図（縮尺 1/10,000、1/2,500）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 土地建物位置関係図（評価人作成）
- 5 建物間取図（評価人作成）
- 6 現況写真【3枚】



位置図

山陽小野田市「白図」
縮尺：約1/10,000



位置図

山陽小野田市「白図」
縮尺：約1/2,500



-91743.623

(図面種類: 測量成果)

地番区域見出

高栄2丁目

請求部分	所 在 山陽小野田市高栄二丁目					地 番 6393番14				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地区(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備考 年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月18日

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記年月日：平成14年1月17日

これは図面に記載されている地役を証明した図面であり、
令和6年10月18日 山口地方建設局都市部支庁

登記官

平成14年 1月17日 登記 各階平面図

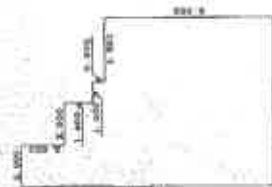
建物図面
(各階平面図)

家屋番号 6393第14

建物の所在 山陽小野田市 高栄二丁目6393番地14

山陽小野田市

1 階



床面積

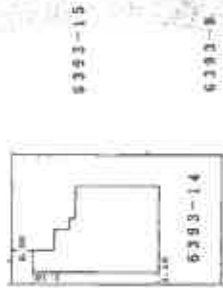
2,000 x 2,000 =	4,000,000
4,000 x 1,400 =	5,600,000
5,000 x 0,800 =	4,000,000
5,000 x 5,000 =	25,000,000
合計	38,600,000
床面積	76.60㎡

2 階



床面積

4,000 x 2,000 =	8,000,000
0,000 x 7,000 =	56,000,000
4,000 x 1,000 =	4,000,000
合計	68,000,000
床面積	68.00㎡



0393-13

6393-15

6393-16

作製者 土地家屋調査士

縮尺 1/250

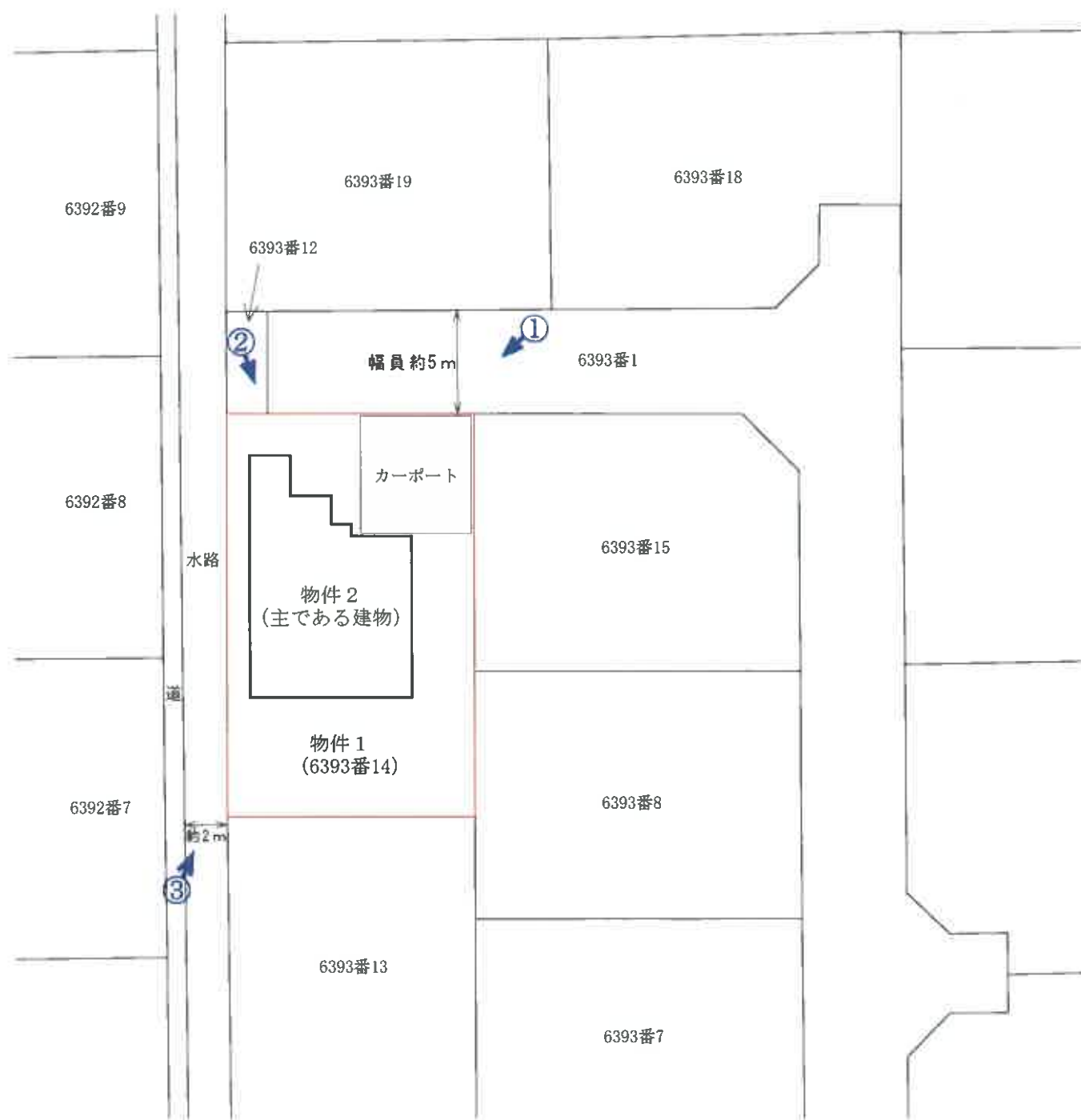
申請人

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会 用紙

0303773

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。



令和6年(ケ)第77号
土地建物位置関係図

写真撮影位置 

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/300

2階



1階



令和6年(ケ)第77号
建物間取図 物件2

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100

評価対象物件の状況

